

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年8月28日 秋田地方法務局本荘支局 登記官 佐藤 修

記

意見又は資料の提出先

〒015-0874

由利本荘市給人町17番

秋田地方法務局本荘支局

電話 0184-22-1200

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
第4102-2023-0001号	由利本荘市矢島町新荘字西田	94	墓地	92
第4102-2023-0002号	由利本荘市荒町字扇田	40-1	雑種地	297
第4102-2023-0003号	由利本荘市荒町字扇田	40-2	雑種地	1203
第4102-2023-0004号	由利本荘市万願寺字福田沢	67	山林	161
第4102-2023-0005号	由利本荘市烏海町百宅字野添	61	墓地	542